

第13回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月27日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明		
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 2名

3	猪飼 敬司	15	今村 昭仁
---	-------	----	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第30号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第3	議案第31号	農地法第5条の規定による許可について
日程第4	議案第32号	現況証明願いについて
日程第5	議案第33号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査

7. 閉会時間 午後1時50分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、第13回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、9番辻本一夫委員、10番向井良治委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、7月29日開催の第12回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定</p>

	<p>められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内容は、■■■■の農業者で親子間の経営移譲に伴い、所有する■■■■地区の農地の使用貸借の1件であります。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>■■■■地区担当委員、吉田洋一委員から報告願います。</p>
吉田(洋)委員	<p>譲渡人から譲受人への経営移譲による使用貸借です。</p> <p>現在、経営移譲を受け、譲受人は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>吉田局長</p> <p>議長</p> <p>豊吉係長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内訳は、以前より転用申請があり許可してきました■■■■の農地で宅地分譲地の転用となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について、審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」説明させていただき</p>
-----------------------------------	--

<p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第2班班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>本案件は住宅用宅地分譲ための案件です。</p> <p>農振につきましては、農用地区域外であり、また市街地用途区域内の第3種農地であることから、許可すべき案件と考えられます。</p> <p>また、事業の目的、資金等からみても問題はなく、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第32号「現況証明願いについて」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、提案説明を求めます。</p>

<p>吉田局長</p>	<p>それでは議案第32号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内容は、登記簿地目が宅地であった土地が現在、隣接地と同様に牧草地となっていることから、登記簿地目及び農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請であります。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第32号「現況証明願いについて」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>■■■■■の案件につきましては、登記地目の宅地から畑に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は畑になっており、農地としても活用されていることを確認いたしました。</p> <p>よって班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第32号「現況証明願いについて」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>内訳は、農地保有合理化事業による公益法人北海道農業公社からの売渡しによる所有権移転の1件であります。なお、本案につきましては、所有権移転に伴い、利用目的として、その一部を農業施設用とし、哺乳舎を建設することも含めた農用地利用集積計画となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>豊吉係長</p>	<p>議案33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売り渡しのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>原口委員。</p>
<p>原口委員</p>	<p>確認ではあるが、隣接の■■■■の土地はバンカーサイロが建設されていたと思うが、本案件の哺乳舎の建設位置として妥当という判断か。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>8月23日に現地調査をした結果、妥当な位置と判断した。</p>
<p>議長</p>	<p>その他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>

<p>吉田局長</p> <p>議長</p>	<p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、9月28日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第13回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
-----------------------	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和3年8月27日

会 長

委員(9 番)

委員(10 番)